

介護老人福祉施設 もみの樹園 高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者虐待は、職員が意図的に入居者や利用者の生活の安心や自由を制限することであり、入居者や利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように、職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、虐待防止に向けた意識を持ち、支援していく。

<高齢者虐待の定義>

高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に入居者や利用者に対して不適切な取り扱いをすることを指す。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。または、正当な理由なく身体を拘束すること。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること

⑤経済的虐待

高齢者の財産または金銭を不当に処理すること、その他当該高齢者から不当に財産上や金銭の利益を得ること

<身体拘束禁止規定と高齢者虐待の捉え方>

介護保険施設等では、入居者や利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急時やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止」

↑

- ・ 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな被害
- ・ 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下

↓

「緊急時やむを得ない」場合を除いた身体拘束は、原則全て高齢者虐待に該当

※身体拘束適正化のための検討委員会で検討し、「緊急時やむを得ない」場合は指針に

沿って対応する。

2 高齢者虐待防止に向けての基本方針

<施設の責務>

- ① 施設職員等へ研修を実施する
- ② 入居者及び利用者又は身元引受人(その家族)からの苦情処理体制を整備する
(注1:高齢者虐待防止法第20条参照)
- ③ 施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる

<保健・医療・福祉関係者の責務及び義務>

- ① 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める
(注2:高齢者虐待防止法第5条第1項参照)
- ② 虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる
(注3:高齢者虐待防止法第21条第1項、第2項、第3項参照)

※通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。通報したことによる不利益な扱いは禁止されている。

<ケアの質を定期的に見直す>

- ・各種会議や申し送りにて入居者及び利用者の個々の状態を把握し、サービス内容を検討する
- ・内外部の研修を活用し、正しい知識や介護技術を習得し、適正なサービスを提供する
- ・第三者機関等の外部からの評価を受け、サービスの改善や向上に努めていく

3 高齢者の虐待防止に向けた体制

(1) 虐待防止検討委員会の設置

当施設では、施設内での高齢者虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討や職員全体への指導や虐待発生防止に努める観点から、虐待防止検討委員会を設置する。

(2) 検討事項

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(3) 虐待防止検討委員会の構成員

本委員会は、施設長(管理者)、事務長(管理者)、生活相談員、看護職員、介護支援専門員、管理栄養士、介護職員、リハビリ担当者、通所サービス職員を委員とし、本委員及び各課の所属長を「虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者

(以下、担当者)」とする。

※ 本委員会の運営責任者は管理者（施設長）とし、委員長は生活相談員が担う。

※ 本委員会は、デイサービスセンター多摩の里むさしの園と合同で実施する。

(4) 高齢者虐待防止委員会の開催

- ・ 3月に1回定期開催とする（5月・8月・11月・2月）
- ・ 必要時には随時開催とする。

(5) 高齢者虐待防止に関する担当者の選任

- ・ 虐待の防止に関する相談窓口を設置し、責任者を設ける。
- ・ 特養・短期 責任者：管理者（施設長・事務長）、相談窓口：生活相談員。
- 通所 責任者：管理者（サービス提供責任者）、相談窓口：生活相談員。

4 高齢者虐待防止のための職員研修の基本方針

介護に携わるすべての従業員に対して、高齢者虐待防止と人権を尊重したケアの励行を図り、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するために職員教育を実施していく。

(1) 定期的な職員への教育・研修（年2回）の実施

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

(2) 新任者に対する高齢者虐待防止のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに区市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) また、緊急性の高い事案の場合には、区市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(3) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 入居者及び利用者又は身元引受人(その家族)から虐待の通報を受けた場合または虐待を受けたと思われる入居者及び利用者を発見した場合、担当者は速やかに本指針に従って対応する。

(2) 相談窓口は、3-(5)で定めた苦情相談窓口担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

(3) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解

決につなげるよう努める。

- (4) 施設内で虐待等が発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、事実関係の確認を行う。また、委員会を開催し、情報共有及び対策の検討等を行い、原因分析と再発防止の取り組みにより速やかな解決につなげるよう努める。
- (5) 必要に応じて関係機関に発生内容を確認するとともに、事実確認後に関係機関へ通報する。(新宿区介護保険課給付係 電話 03-5273-3497)
- (6) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び虐待防止担当は職員に対し早期発見に努めるよう促していく。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者及び利用者又は身元引受人（その家族）に対して、高齢者の人権等の権利擁護のため、利用可能な成年後見制度について啓発し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 施設の虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口（生活相談員）が受付内容を苦情相談責任者の管理者（施設長・事務長）に報告する。
- (2) 法人や区市町村に苦情相談があった場合には、それぞれが窓口になる。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応内容を報告する。

9 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

虐待対応責任者は、職員や入居者及び利用者又は身元引受人(その家族)をはじめ、外部の者に対しても、法人ホームページへの掲載及び施設内への掲示等により、虐待防止対応について周知を図るものとする。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

施設内研修会の他、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により開催される虐待防止に関する研修等には参加し、入居者・利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽に努めていく。

11 指針等の見直し

本指針等は、委員会において必要に応じ、改正するものとする。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。

本指針は、令和6年3月31日に改正する。

※別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など ② 侮辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくともできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑦ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
iv 性的虐待	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2012, 116p., p5-7. を元に作成